

第6回 県有林林産物 一般競争入札
(第3回 県行分収林)

公 売 公 告 並 び に 明 細 書

公 売 公 告

第6回 県有林林産物 一般競争入札(第3回 県行分収林)を次により林務環境事務所長が執行しますので現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 1月18日 (金)	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎 3階第4会議室	富士・東部林務 環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0554 - 45 - 7815

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」及び「その他不用品の買入(15-12)」の業種へ登録した者として、入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金
原則、免除します。

7 入 札
消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金
原則、免除します。

9 契約締結期限
落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限
契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納
なし。

12 郵便入札
認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札
この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札
初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項
入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県県行分収林事業実施要領及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 その他
落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

平成31年1月1日

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

林務環境事務所長
殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓔ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第3回(1月分)

一 般 公 売

(立木の部)

所別	公告 番号	所在地	面積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考	
富士・ 東部	463	上野原市 秋山 西棚ノ入 13084番	4.30	すぎ	用材	6～10	1	0.04	搬出期限 平成33年3月31日	
					"	12～14	1	0.05		
					"	16～20	68	14.74		県行分収林 分収育林契約地 (育林地所有者:個人)
					"	22～28	324	176.78		
					"	30～54	297	249.63		
					小計		691	441.24		
				ひのき	用材	6～10	5	0.10	50年生人工林 (公売条件)	
					"	12～14	69	5.62		
					"	16～20	859	167.72		
					"	22～28	1,794	680.23		
					"	30～54	326	208.89		
					小計		3,053	1,062.56		1 搬出期限は育林地所有者との合意に基づき設定されており、原則として搬出期間は延長できない。
				あかまつ	用材	10～28	20	7.08	2 公売箇所及びその周囲は私有林であるため、作業に当たっては区域境界の把握等に十分注意すること。	
					"	30～54	17	13.36		
					小計		37	20.44		3 公売箇所の伐採に際しては、必要に応じて関係者の同意等を得ること。
				くり	用材	16～20	1	0.16	4 公売箇所下流部には取水施設や集落が存在するため、伐倒木や表土等の流出防止、伐採法面の崩落防止等、林地保全に細心の注意を払い、必要な対策等を講ずること。	
					小計		1	0.16		
				とち類	用材	22～30	1	0.53	5 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。	
					小計		1	0.53		
				計			3,783	1,524.93	6 公売箇所区域内外における集材架線、搬出路及び造材・集積土場等の設置、または既設林道、作業道等の使用に際しては、事前に関係土地所有者や施設管理者の同意を得ること。	
小径木(針)	チップ等			235	54.78	7 4,6で掲げる対策等や施設の設置、使用に当たり、関係法令等に基づく手続きが必要となる場合はこれを行うこと。				
小径木(広)	チップ等			195	6.73					
計				430	61.51	(調査方法)				
合計			4.30				4,213	1,586.44	樹種、材積は、全林毎木調査法による。	